別紙2

県外本店の営業所等の本店扱い認定基準(委託業務) (※営業所等に求める要件)

分類 番号		委 託 業 務		
		建設コンサルタント	地質調査	補償コンサルタント
基礎条		基礎条件は、営業所等の営業形態を判断する項目で全ての業務に共通するものです。		
	1	令和4年3月1日現在で営業所等開設後、一定の年月が経過していること。 (連続20年以上)		
	2	長野県に在住する自社技術者が3名以上営業所等に常勤しており、設計調査等の業務体制が整備されていること。(注1) (注2) (注3)		
件	3	過去4年間に県内において、申請対象営業所等(以下「営業所等」という。)に、それぞれの業種の元請として、かつ担当した管理(主任)技術者が申請営業所等に在籍していた社員である県業務の履行実績(平成30年4月1日から令和4年3月31日までに完了した業務の実績)があること。		
	4	それぞれの業種の入札参加資格を有する営業所等であること。		
技術者		者が常勤(令和4年3月1日現在で3か月以上連続し	長野県に在住する技術士、RCCM又は認定技術管理者若 しくは地質調査技士が常勤(令和4年3月1日現在で3か 月以上連続して雇用していること)していること。	長野県に在住する補償業務管理士又は補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者が常勤(令和4年3月1日現在で3か月以上連続して雇用していること)していること。
貢献性	6		令和3年度の県の災害時における緊急調査(地質調査業務)の当番に登録されていること。	
	札	・建設コンサルタント業務	・地質調査業務	・補償コンサルタント業務
参可業	能		ただし、上記5に定めた当該営業所等に常勤する技術者 が、主任技術者又は管理技術者として配置できる業務に限 る。	ただし、上記5に定めた当該営業所等に常勤する技術者 が、主任技術者として配置できる業務に限る。

- (注1) 長野県に在住とは、令和4年3月1日現在、長野県内に在住し県内市町村に住民票がある者をいいます。
- (注2) 自社技術者については、健康保険(社保)の被保険者であることが必要です。
- (注3) 技術者とは、技術士、RCCM、認定技術管理者、地質調査技士、補償業務管理士、補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、測量士、測量士補をいいます。